

## 5. こども医療費助成制度の見直しについて【子育て支援課】

### ■ 概要

子育て支援の充実を図るため、現在のこども医療費助成制度において未就学児までとなっている現物給付の対象を、平成31年4月から中学生まで拡大します。

現物給付は、医療機関窓口での負担を気にせず必要な治療を受けることができることから、疾病の重症化を防ぎ、子どもの健康維持に繋がることが期待されますが、現物給付には経常的な多額の財政負担も伴うため実施を見送ってきました。

しかしながら、来年10月からの消費税率引き上げが表明されたことから、それに伴う子育て家庭の経済的負担感の軽減を図るとともに、貧困世帯の支援や少子化対策に効果があることを期待し改正に踏み切るものです。また、共働き世帯が増加している中、市民が助成申請のために書類を用意して窓口に来る負担を減らすことができます。

なお、今回の改正によって、本市のこども医療費助成制度は県内各市町と比較しても手厚い制度になります。

### ■ 見直しの内容

【現行制度】

年齢区分	助成方法、自己負担
未就学児 (0～6歳)	現物給付
小学生 (7歳～12歳)	償還払い 自己負担 500円
中学生 (13歳～15歳)	償還払い 自己負担 2,000円
高校生 (16歳～18歳)	償還払い 自己負担 2,000円



【見直し後】

年齢区分	助成方法、自己負担
未就学児 (0～6歳)	現物給付
小学生 (7歳～12歳)	<b>現物給付 (拡大部分)</b>
中学生 (13歳～15歳)	<b>現物給付 (拡大部分)</b>
高校生 (16歳～18歳)	償還払い 自己負担 2,000円

### ■ 対象児童数

約 19,500 人 (平成 30 年 10 月現在登録者数より)

(未就学児約 6,380 人、小学生約 6,330 人、中学生約 3,340 人、高校生約 3,450 人)

### ■ 実施時期

平成 31 年 4 月 1 日から

### ■ 事業費

平成 31 年度のこども医療費助成の事業費見込額 約 496,000 千円

制度改正による支出増見込額 約 161,800 千円